

社外取締役独立性基準

透明性の高い経営と強固な経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、当社の社外取締役の独立性を判断する基準を以下の通り定める。当社が上場する金融商品取引所が定める独立性の基準に加え、以下に列記する項目のいずれにも該当しないことにより、社外取締役は独立性があるものとみなす。なお、社外取締役の独立性については、就任時だけでなく、就任後も異動があるとき等に取締役会において検証するものとする。

1. 現在、当社および当社の子会社（以下、当社グループ）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員または使用人である者
2. 過去 10 年間のいずれかの事業年度において、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員または使用人であった者
3. 過去 5 年間のいずれかの事業年度において、当社への出資比率が 5 % 以上の大株主またはその業務執行者（*1）であった者
4. 過去 3 年間のいずれかの事業年度において、当社グループの主要な取引先（*2）またはその業務執行者（*1）であった者
5. 過去 3 年間のいずれかの事業年度において、当社の主要な借入先またはその業務執行者（*1）であった者
6. 過去 3 年間のいずれかの事業年度において、当社グループより年間 1,000 万円を超える寄付を受けた者または受けた団体等に所属していた者
7. 過去 3 年間のいずれかの事業年度において、当社グループより役員報酬以外にコンサルティング、会計、法律などの専門的サービス提供に対して、多額の金銭その他の財産（*3）を得た者または得た団体等に所属していた者
8. 上記(1)から(7)に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族

（*1）業務執行者とは取締役、執行役および執行役員をいう。

（*2）主要な取引先とは、過去 3 年間のいずれかの事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の 2% を超える取引先をいう

（*3）多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は年間 1,000 万円以上、団体の場合は、当該団体の連結売上高または年間総収入の 2% を超えるものをいう

以上

2015年12月22日	制定
2017年3月24日	一部改訂
2017年8月25日	一部改訂
2023年6月28日	改定